

9 / 2 (木) の発表

はじめよう、つづけよう。

「北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 9月2日(木) 16時00分

発表項目 (行事名)	「令和3年度北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」の表彰企業の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道では、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでおられる企業を表彰し、その取り組みを広く道民に周知することにより、安心して働くことのできる雇用環境の整備に資するため、「令和3年度北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」を実施するとともに、本年度の表彰企業を募集します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 表彰の対象となる企業 表彰募集の締切日までに、北海道働き方改革推進企業認定制度におけるブロンズ又はシルバーの認定区分に認定されている企業で、道内に事業所を置き、女性の職業生活における活躍および、仕事と家庭の両立につながる働き方改革に資する取組みを積極的に行っていると認められる企業。 ※詳細は別添の募集リーフレットをご参照ください。 応募方法 市町村もしくは関係団体からの推薦又は自薦による。 応募締切 令和3年(2021年)10月15日(金) ※当日消印有効 募集リーフレット 別添のとおり ホームページ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hyosyo.html 		
参考	北海道働き方改革推進企業認定制度については、別添のリーフレットをご参照ください。		
報道(取材)に当たってのお願い	女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでおられる企業の皆様に是非とも応募していただきたいので、積極的な報道をお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係 (担当者 主幹 石原利秀) TEL(ダイヤルイン) 011-204-5354 内線: 26-756		

【令和3年度北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰】 募集のご案内

女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの実現などの
働き方改革に取り組む企業の皆さまへ

★募集期間：令和3年(2021年)10月15日(金)まで★ ※当日消印有効

北海道では、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでおられる企業を表彰し、その取組を広く周知することにより、安心して働くことのできる雇用環境の整備に資するため、「令和3年度北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」を実施するとともに、本年度の表彰企業を募集します。

このような企業が表彰の候補です

表彰募集の締切日までに、北海道働き方改革推進企業認定制度におけるブロンズ又はシルバーの認定区分に認定されている企業で、道内に事業所を置き、次の取組を行っていると思われる企業です。

ただし、本賞の受賞は1回限りとし、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象となりません。

- (1) 女性の積極的な採用や管理職種等への昇進機会の提供など、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいること。
- (2) 仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、制度の活用促進に積極的に取り組んでいること。
- (3) 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定し、かつ、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、取り組みの促進を図っていること。
- (4) その他、在宅勤務や短時間勤務などの多様な働き方や職場復帰制度、長時間労働抑制の取り組みなど、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいること。

応募方法



市町村若しくは関係団体からの推薦又は自薦によるものとします。
市町村及び関係団体からの推薦の場合は別紙様式1に、自薦の場合は別紙様式2に記載し、添付資料とともに応募先までお送りください。
別紙様式は、ホームページからもダウンロードできます。

応募・問合せ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係
電話 011-231-4111 (内線:26-471)
FAX 011-232-1038
HPアドレス <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hyosyo.html>

その他

表彰企業については、表彰選考懇談会を経て決定しますが、内容確認のため、事前訪問調査や確認書類の提出をしていただく場合がありますので、ご承知おきください。
なお、選考の結果、表彰企業に該当しない場合もありますので、ご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

昨年度(令和2年度)に女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる道内の以下の事業所に対し、「北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」を行いました。

令和2年度受賞企業

・丸彦渡辺建設株式会社 (建設業)

表彰企業の選考にあたっての考え方

表彰の対象となる企業は、概ね次のような項目に該当する取組を行っている企業とし、これらの取組について、総合的に審査し選考することとしております。

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいること。
- 2 育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定があり、かつ、制度の活用促進に積極的に取り組んでいること。

育児・介護休業法に定める各休業制度等とは

- ・ 育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度、介護休暇制度
- ・ 育児・介護を行う従業員に配慮した措置【所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限、所定内労働時間の短縮措置等（短時間勤務制度・フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げほか）

制度の活用促進に積極的に取り組んでいることとは

- ・ 概ね過去5年以内に、上記、各休業制度等のいずれかについて、利用者がいる。 など

- 3 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、取り組みの促進を図っていること。
- 4 その他、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいること。

次のような事例が対象となります。

- ・ 男女間の賃金格差の解消を図っている。
- ・ 女性を管理職に積極的に登用している。
- ・ 女性用の休憩室、更衣室などの設備の充実を図っている。
- ・ 育児・介護を行う従業員を対象とした在宅勤務制度がある。
- ・ 育児・介護等を理由に退職した労働者を再雇用する制度がある。
- ・ 育児・介護休業期間中の経済的援助制度がある。 など

ご応募をお待ちしております



北海道働き方改革推進企業認定制度

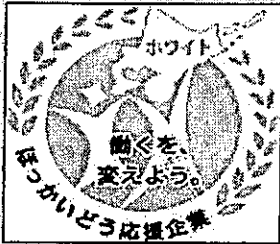


この制度は、働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的としています。

令和3年4月1日から新たな優遇措置が加わりました！！

認定企業への優遇措置

- 「北海道働き方改革推進企業認定制度」ロゴマークの使用
「北海道働き方改革推進企業認定制度」ロゴマーク



ホワイト認定



ブロンズ認定



シルバー認定



ゴールド認定

- 道のホームページで認定企業の働き方改革の取組を紹介
- ハローワーク求人票への表示
- 北海道の中小企業制度融資の利用
- 北海道労働金庫「北海道働き方改革推進企業 勤労者応援ローン」の利用
- 北海道建設工事等競争入札参加資格審査の加点
- ゴールド認定表彰 等
- 北海道経済部（本庁）の公募型プロポーザルにおける企画提案審査の加点

NEW!
令和3年4月1日～

詳細は

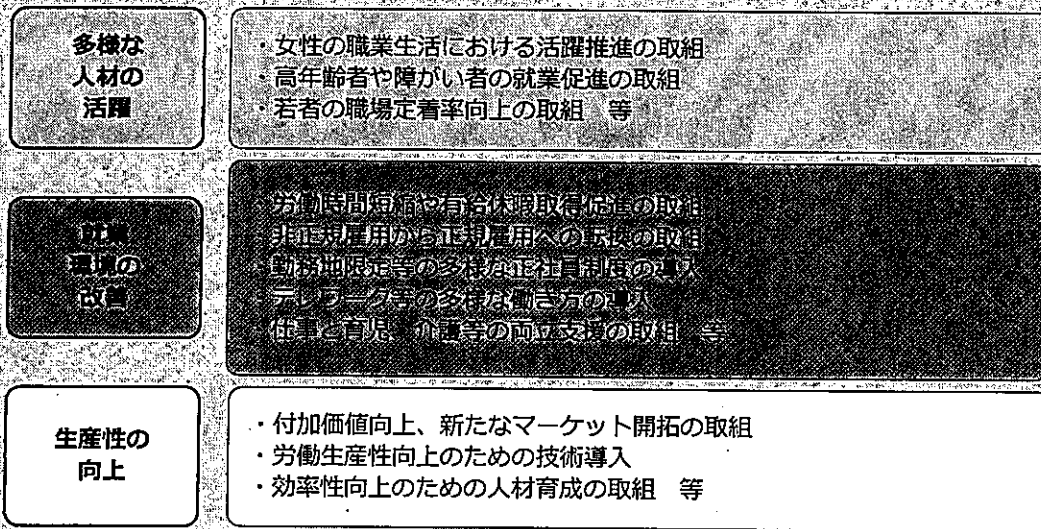
北海道働き方改革推進企業認定制度

検索



北海道働き方改革推進企業認定制度の概要

北海道では、「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」の3つを基本に、これらの取組を積極的に行っている企業を評価し、認定する「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しております。



■ 評価基準と基準を満たす場合の獲得ポイント

評価基準	ポイント
1. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の北海道労働局への届出及び女性の活躍応援自主宣言の実施	3
2. 管理職に占める女性の割合が15%以上/10%以上/(※中小企業者限定5%以上)	3/2/(1)
3. 高齢者(65歳以上)の1人以上の新規雇用	1
4. 高齢者(70歳以上)の1人以上の新規雇用	2
5. 「障がい者就業支援企業認証制度」の認証ポイントが8P以上/4P以上/(※中小企業者限定1P以上)	3/2/(1)
6. 新卒3年以内離職率 大学卒20%以下/短期大学等卒25%以下/高校卒25%以下	3/2/1
7. 上記1～6の「多様な人材(女性・高齢者・障がい者・若者)の活躍」に資する取組	1
8. 上記1～6以外の「多様な人材(外国人材・Uターン・LGBT等)の活躍」に資する取組	1
1. ハラスメントの防止に向けた取組	1
2. 年間総労働時間が1,922時間以下	1
3. 年次有給休暇取得率が67%以上/55%以上/(※中小企業者限定50%以上)	3/2/(1)
4. 非正規雇用から正規雇用への転換制度による1人以上の転換	1
5. 多様な正社員制度(職種・勤務地・勤務時間限定など)の1人以上の適用	1
6. 多様な働き方(テレワークやフレックスタイム制、始業・終業時間の繰上げ・繰下げ等)の1人以上の利用	1
7. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の北海道労働局への届出	2
8. 育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定	2
9. 子が1歳までの間の育児休業取得率(男性)10%以上/7%以上/(※中小企業者限定5%以上)	3/2/(1)
10. 子が1歳までの間の育児休業取得率(女性)90%以上	1
11. 上記2～10の「就業環境の改善」に資する取組	1
12. 上記2～10以外の「就業環境の改善」に資する取組	1
1. 新商品、新サービス開発による付加価値向上の取組や新たなマーケット開拓の取組	1
2. 労働生産性の向上につながる技術導入や効率性の向上に向けた人材育成の取組	1
3. 生産性が3年前に比べて6%以上/3%以上/1%以上伸びていること	3/2/1

(注) 上記の評価基準については、令和3年4月1日から一部を改正しておりますので、ご留意下さい！！

■ 4つの認定グレード

各企業の働き方改革の取組の熟度(獲得ポイント)に応じて、4つのグレードで認定。有効期間は2年間。

